

高知県障害者等用駐車場利用証交付制度 (こうちあったかパーキング制度) 実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、公共的施設の施設管理者の協力のもと、障害者等用駐車場の適正な利用を図ることを目的として、身体等に障害のある方、高齢者等で移動に配慮が必要な方又はけが人若しくは妊産婦の方で一時的に移動に配慮が必要な方等に対して、県が県内に共通する「こうちあったかパーキング利用証」（以下「利用証」という。）を交付する高知県障害者等用駐車場利用証交付制度（以下「こうちあったかパーキング制度」という。）の運用に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 公共的施設

高知県ひとにやさしいまちづくり条例施行規則（平成9年高知県規則第36号）別表第1に規定する公共的施設

(2) 施設管理者

公共的施設を管理する者

(3) 車椅子使用者用駐車施設

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）第17条に規定する車椅子使用者が円滑に使用することができる駐車施設

(4) こうちあったかパーキング駐車場

公共的施設にある次に掲げる駐車施設のうち、施設管理者が第9条第1項の規定により県に協力の申込みを行った優先駐車施設

ア 車椅子使用者用駐車施設（車椅子用駐車場） 幅員350センチメートル以上

イ 移動に配慮が必要な人のための駐車施設（プラスワン駐車場） 幅員250センチメートル以上

(利用証の交付)

第3条 県は、こうちあったかパーキング駐車場の利用を希望する者に対し、その申請に基づき、利用証を交付するものとする。

(利用証を交付する者の範囲)

第4条 利用証の交付を受けることができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とし、交付基準は、別表に定めるとおりとする。

(1) 身体障害者のうち移動に配慮が必要であると認められる者

(2) 知的障害者のうち移動に配慮が必要であると認められる者

(3) 精神障害者のうち移動に配慮が必要であると認められる者

(4) 発達障害により、移動に介助者の特別な注意が必要であると認められる者

(5) 高齢により移動に配慮が必要であると認められる者

(6) 難病により移動に配慮が必要であると認められる者

(7) 一時的に移動に配慮が必要であると認められる者であって次に掲げるもの

ア けが人等

イ 妊産婦

(利用証の交付の方法)

第5条 利用証の交付を受けようとする者は、次のいずれかの方法により申請するものとする。

- (1) 別記第1号様式による利用証交付申請書（以下「申請書」という。）を知事に提出する。ただし、利用証の交付に協力する市町村においては、利用証の交付を当該市町村に申し出ることができるものとする。
 - (2) 県の指定する電子情報処理組織を使用する方法により申請する。
- 2 申請書の提出に当たっては、障害等の状況を確認するための書類を提示しなければならない。
- 3 第1項第2号の規定による申請をするに当たっては、前項の規定による書類の提示に変えて、同項の書類の写しを添付しなければならない。

(利用証の交付等)

第6条 県は、こうちあったかパーキング駐車場の利用が適当であると知事が認める者（以下「利用者」という。）に対し、別記第2号様式による利用証を交付するものとする。

- 2 利用証の有効期間は、次に掲げるとおりとする。
- (1) 第4条第1項第1号から第6号までに掲げる者に対し交付するもの
交付対象者としての基準に該当しなくなるまでの期間
 - (2) 第4条第1項第7号に掲げる者に対し交付するもの
 - ア けが人等 受付日から医師の診断書等により必要と認められる期間を経過した日が属する月の末日までの期間
 - イ 妊産婦 出産予定日の7か月前の日が属する月の初日から出産予定日から2年（ただし、多胎児の場合は3年）を経過した日が属する月の末日までの期間
- 3 前項の有効期間の満了後も引き続き利用証の交付を受けようとする者は、有効期間の満了日までに次のいずれかの方法により申請するものとする。
- (1) 申請書を知事に提出する。ただし、利用証の交付に協力する市町村においては、利用証の交付を当該市町村に申し出ることができるものとする。
 - (2) 県の指定する電子情報処理組織を使用する方法により申請する。
- 4 利用者は、こうちあったかパーキング駐車場に駐車するときは、利用証を車両前部の外側から容易に識別することができる位置に掲示しなければならない。

(利用証の再交付)

第7条 利用者は、紛失、汚損等により利用証の再交付を受けようとするときは、次のいずれかの方法により申請するものとする。

- (1) 別記第3号様式による利用証再交付申請書を知事に提出する。ただし、利用証の交付に協力する市町村においては、利用証の再交付を当該市町村に申し出ることができるものとする。
 - (2) 県の指定する電子情報処理組織を使用する方法により申請する。
- 2 前項の申請書の提出に当たっては、障害等の状況を確認するための書類を提示しなければならない。
- 3 第2項第2号の規定による申請をするに当たっては、前項の規定による書類の提示に変えて、同項の書類の写しを添付しなければならない。

(利用証の返却)

第8条 県は、次の各号のいずれかに該当する場合は、利用証の返却を求めるものとする。

(1) 利用者が別表に定める交付基準に該当しなくなったと認められるとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、こうちあったかパーキング駐車場の管理上不適切であると判断される行為を利用者が行ったとき。

(施設管理者の協力等)

第9条 こうちあったかパーキング制度に協力する施設管理者は、別記第4号様式による協力施設・事業所登録申出書を知事に提出し、登録を受けるものとする。

2 施設管理者は、公共的施設の出入口にできるだけ近いところにこうちあったかパーキング駐車場を設置し、別記第5号様式による駐車スペース案内表示ステッカーを表示するものとする。

3 施設管理者は、こうちあったかパーキング駐車場の適正利用について、利用者等に指導等をするものとする。

(周知)

第10条 県及び施設管理者は、こうちあったかパーキング駐車場の適正利用について、周知に努めるものとする。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、こうちあったかパーキング制度の運用に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附則

この要綱は、平成23年2月1日から施行する。ただし、次に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第4条から第8条までの規定 平成23年1月4日

(2) 第9条の規定 平成22年11月5日

附則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成27年5月14日から施行する。

附則

この要綱は、平成27年11月2日から施行する。

附則

この要綱は、平成31年2月8日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

附則

この要綱は、令和3年4月9日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

附則

この要綱は、令和7年3月31日から施行する。